

ご存知ですか？

秋田県の 受動喫煙防止対策



めざせ健康寿命日本一!

秋田県受動喫煙防止条例が制定され、
令和2年4月1日より喫煙場所の規制がスタートします

幼稚園・保育所、認定こども園、
小・中学校、高等学校、
児童福祉施設など



屋外への
喫煙場所
設置不可

完全敷地内禁煙

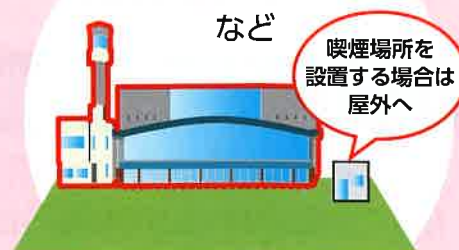
大学、医療機関、
行政機関の庁舎など



できるだけ
屋外へ
喫煙場所を
設置しない

原則敷地内禁煙

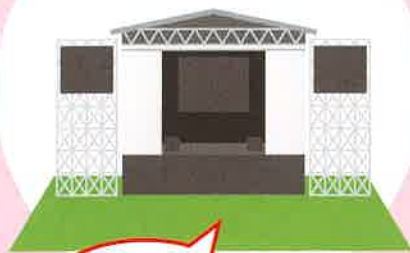
駅、空港、
バス・フェリーターミナル
など



喫煙場所を
設置する場合は
屋外へ

完全屋内禁煙

屋外など
(イベント・大会会場など)



主催者は
受動喫煙が
生じないよう
配慮

事業所、ホテル、
飲食店など



喫煙を
認める場合は、
喫煙専用室
(飲食不可)の
設置が必要

原則屋内禁煙

飲食店のうち

令和2年4月1日時点で営業している

小規模飲食店

※資本金5千万円以下かつ
客席面積100平方メートル以下

屋内の一部または全部を、禁煙
か喫煙可能かを選択することが
できます。

※ただし、従業員がいる場合は令和7年3月までの
特例です。



**20歳未満は
立入禁止!**

20歳未満の方は、従業員
も喫煙エリアに立ち入る
ことはできません。



**標識掲示が
義務づけ**

施設に喫煙室がある場
合、標識を掲示しなけれ
ばなりません。



**飲食店は禁煙
標識の掲示も!**

飲食店においては、店内
禁煙か、喫煙室があるか
について店頭に掲示しな
ければなりません。



**加熱式たばこ
専用喫煙室**

加熱式たばこ専用喫煙室
(飲食可)は設置しないよ
う努めてください。

健康増進法・受動喫煙防止条例に関するお問い合わせはこちらへ

秋田県健康づくり推進課

専用ダイヤル ☎018-860-1429

詳しくはこちらをご覧ください

秋田県受動喫煙防止条例

検索



受動喫煙ってなに？

本人がたばこを吸っていないなくても他の人が吸っているたばこから立ち上る煙や、その人が吐き出す煙を吸い込んでしまうことをいいます。

いずれの煙にもニコチンやタールなど多くの有害物質が含まれており、それを吸い込んだ人の健康にも影響を及ぼします。

副流煙って？

紙巻きたばこや葉巻、パイプなどの火をつけた部分から燃えて立ち上り、直接空気中に出る煙のことをいいます。

主流煙って？

喫煙者がたばこの吸い口から直接吸い込む煙のことをいいます。



たばこによる健康影響って？そんなに体に悪いの？

【たばこが原因の主な健康被害】

たばこの煙には約5,300種類の化学物質と約70種類の発がん性物質が含まれ、以下の病気に影響します。



喫煙者

がん

口腔、咽頭、喉頭、肺、食道、胃、大腸、膵臓、子宮頸部、鼻腔、副鼻腔、卵巣のがん、急性骨髄性白血病

循環器疾患

脳卒中、虚血性心疾患 等

糖尿病

呼吸器疾患

慢性閉塞性肺疾患 (COPD) 等

周産期の異常

早産、低出生体重児、死産、乳児死亡 等

受動喫煙



虚血性心疾患、肺がん、乳幼児の喘息、呼吸器感染症、乳幼児突然死症候群 (SIDS) 等

肺がんだけではなく
たばこの害は全身に及んでいます

出典：健康日本21（第2次）の推進に関する参考資料（厚生労働省）



加熱式たばこってなに？

たばこ葉やその加工品を専用機器を用いて電気で加熱することで発生させた、ニコチンを含むエアロゾル（蒸気）を吸入する製品です。

加熱式たばこは、紙巻きたばこ等と同様に、喫煙専用室での喫煙にご協力をお願いします。

皆様にお願ひです

*県民の皆様へ

受動喫煙が健康に及ぼす影響について理解を深め、望まない受動喫煙を生じさせないための取組にご協力ください。

*事業者の皆様へ

受動喫煙の防止に対する理解を深め、受動喫煙を防止するための取組にご協力ください。



「受動喫煙ゼロ そして禁煙」で、健康寿命日本一を目指しましょう！